

各施設の使用料の改定について（お知らせ）

令和 7年 4月 1日より、町農村環境改善センター、町民体育館、町民小体育館、町屋外運動場、武道館、テニスコート、町コミュニティセンターの使用料が改定されることとなりますので、お知らせいたします。

なお、詳細については町公民館までお問い合わせください。

●農村環境改善センター

【改正前】 (単位：円)

時間 部屋名	基本料金		追加料金	
	昼間	夜間	昼間	夜間
多目的ホール	3,960	4,840	770	880
生活実習室	2,640	3,410	550	770
保健室	1,320	2,090	330	440
保育相談室	770	990	220	275
青年農研育成室	770	990	220	275
農事研究室	770	990	220	275
会議室	1,100	1,386	275	330
生活研修室	2,640	3,410	550	770
図書資料室	2,090	2,640	440	550
展示コーナー	2,090	2,640	440	550
全館	11,000	13,420	2,200	2,860

※基本使用料は4時間まで。冷暖房は使用料金の30%を加算。

※営利目的の使用は、10割増とする。



【改正後】 (単位：円)

区分	1時間あたり	
	9:00～17:00	17:00～21:00
多目的ホール	1,380	1,690
生活実習室	920	1,190
保健室	460	730
青年農研育成室	260	340
会議室	380	480
生活研修室	920	1,190
図書資料室	730	920
全館	3,850	4,690

※大崎圏域以外は10割増。また入場料の徴収や営利目的で使用する場合は10割増。

※この表に掲げる使用時間外の使用は5割増とする。